

# 定 款

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

# 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者的人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第20号に掲げる事業の実施区域は、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村とする。

### (事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 福祉相談所の経営
- (9) 老人福祉センターの経営
- (10) 養護老人ホームの経営
- (11) 老人デイサービスセンターの経営
- (12) 障害福祉サービス事業
- (13) 身体障害者生活支援施設の経営
- (14) 身体障害者福祉センターの経営
- (15) 相談支援事業
- (16) 障害者就業・生活支援センター事業
- (17) 一時預かり事業
- (18) 移動支援事業
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) 成年後見支援事業
- (21) 生活困窮者自立支援事業
- (22) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会という。

(経営の原則等)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、茨城県水戸市赤塚1丁目1番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に、評議員17名以上31名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)

の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

（評議員の任期）

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第10条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

（構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもつて構成する。

（権限）

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 4 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上16名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 当該前年度における決算において、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条の3に定める基準を超えるとき、その他理事会において必要があると認めるときは、この法人に会計監査人を置くものとする。

(役員及び会計監査人の選任)

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員の選任に関する規程は、理事会において別に定める。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 23 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 24 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 27 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 28 条 理事（会長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第 5 章 顧問

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 会員

(会員)

第36条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

## 第8章 委員会

(委員会)

第37条 この法人に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第9章 支部及び福祉活動推進員

(支部及び福祉活動推進員)

- 第38条 この法人に、第1条の目的を達成するため支部を設ける。
- 2 支部の地域福祉活動を推進するため、福祉活動推進員を置き、これを会長が委嘱する。
  - 3 支部及び福祉活動推進員に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、必要な職員を置く。
  - 3 この法人の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。
  - 4 重要な職員以外の職員は、会長が任免する。
  - 5 事務局及び職員に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第11章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
    - (1) 定期預金 4,000,000円
  - 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
  - 4 公益事業用財産は、第49条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
  - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第41条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、水戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、水戸市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第 42 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

- 第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で（会計監査人を置く場合に限る。），理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、会計監査人を置かない場合、又は会計監査人を置いた場合で社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しないときは、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告（会計監査人を置く場合に限る。）
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 45 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 46 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 48 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 第 12 章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 49 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 水戸市福祉ボランティア会館の経営
- (2) 水戸市障害者教養文化体育施設の経営
- (3) 知的障害者等生活訓練事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 介護保険認定調査事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第 13 章 解散

(解散)

第 50 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解

散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 14 章 定款の変更

(定款の変更)

第 52 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、水戸市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの を除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を水戸市長に届け出なければならない。

## 第 15 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、水戸市の広報紙及びこの法人の機関紙に掲載し、並びにインターネットを活用して行う。

(施行についての規程)

第 54 条 この定款の施行についての規程は、理事会において定める。

## 付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

◇会長 (理事) 伊藤 建之助

◇理 事 横 山 秀三郎

松 井 ち よ

小 船 稔

小 林 美 治

木 村 寛

高 倉 隆 興

荻 津 賢 重

海老沢 稲 吉

萩野谷 きよみ

小田野 し つ  
麻 植 ふ み  
◇監 事 小 貫 道之介  
粉 川 い く

付 則

(施行期日)

昭和 44 年 3 月 27 日 設立認可

昭和 45 年 2 月 4 日 一部変更認可

昭和 51 年 11 月 22 日 一部変更認可

昭和 55 年 1 月 14 日 一部変更認可

昭和 57 年 11 月 13 日 一部変更認可

昭和 63 年 1 月 26 日 一部変更認可

平成 4 年 1 月 28 日 一部変更認可

付 則 (平成 7 年 5 月 11 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の日前に役員として選任されている会長、副会長、理事及び監事の任期は、定款第 12 条の規定にかかわらず、平成 7 年 7 月 27 日までとする。

3 この定款の施行の日前に委嘱されている評議員の任期は、定款第 18 条の規定にかかわらず、平成 7 年 7 月 16 日までとする。

付 則 (平成 9 年 9 月 9 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 10 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 13 年 5 月 25 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 16 年 11 月 19 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 9 月 6 日認可)

(施行期日)

1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 19 年 5 月 8 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 20 年 7 月 16 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 23 年 11 月 15 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 25 年 1 月 18 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、茨城県知事の認可を受けた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行の日前に役員として選任されている会長、副会長、理事及び監事の任期は、定款第 12 条の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 27 日までとする。

- 3 この定款の施行の日前に委嘱されている評議員の任期は、定款第 18 条の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 16 日までとする。

付 則 (平成 25 年 5 月 1 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、水戸市長の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 27 年 6 月 17 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、水戸市長の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 27 年 12 月 9 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 3 月 14 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 12 月 14 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の定款第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 47 条並びに改正前の定款第 34 条及び第 35 条の削除の部分については、水戸市長の認可を受けた日から施行する。

付 則 (平成 29 年 4 月 17 日認可)

(施行期日)

- 1 この定款は、水戸市長の認可を受けた日から施行する。

付 則（平成 30 年 4 月 19 日認可）

（施行期日）

- 1 この定款は、水戸市長の認可を受けた日から施行する。

付 則（令和 2 年 2 月 27 日認可）

（施行期日）

- 1 この定款は、水戸市長の認可を受けた日から施行する。